

いじめ防止等対策の取り組みについて

久留米工業高等専門学校

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめ対策委員会を通じ実施した。	いじめの正確な認知に向け、いじめ対策委員会及び担任会にて、資料を示して理解を促した。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的（年3回）に実施した。	引き続き定期的（2ヶ月に1度）に開催している。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	第2回教育改善会議にて取り扱った。	引き続き実施する。令和5年度は（独）教職員支援機構の動画を用いたオンライン研修を予定。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ対策委員会を実施、いじめ対策委員を通じて全教職員に周知した。	いじめ対策委員を通じて全教職員に周知している。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年間計画を策定し、いじめ対策委員を通じて全教職員に周知した。	いじめ対策委員を通じて全教職員に周知している。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめ対策委員を通じて全教職員に周知した。	いじめ対策委員を通じて全教職員に周知している。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ対策委員を通じて全教職員に周知している。なお、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施について、いじめ対策委員会の役割は定めていない。	いじめ対策委員を通じて全教職員に周知している。なお、厚生補導委員会等に調査を付託し、いじめ対策委員会は監督的な役割を務めることとしている。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	いじめ対策委員会、厚生補導委員会などで情報を共有している。	—	—
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事業対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	基本計画等を検証し、適宜修正を行っている。	引き続き、年度末に基本計画等を検証し、適宜修正を行う。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを年4回実施し、いじめ対策委員会で共有している。	引き続き、年4回のアンケートを実施する。	令和5年5月、7月、11月、12月
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	必要がある場合にスクールカウンセラーをいじめ対策委員会の構成員にするようにしている。	引き続き、必要に応じて、スクールカウンセラーを構成員にする。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	1年生に対してケータイ安全教室、いじめ予防講習を実施し、全校集会において講話をを行っている。	R4年度と同じく、1年生向けの講話を年2回、全校には全校集会への講話を実施する。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	全校集会において講話をを行うとともに、HR等で担任から学生に周知している。	全校集会の講話において、いじめについての理解を促すとともに、担任からも周知をしている。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	HRにいじめ予防講習を実施し、学生自らがいじめ問題に主体的に取り組むようワークをさせた。	R5年6月14日(水)のいじめ講習会でも、学生には講師の指導の下、いじめの問題解決に関するワークを行った。	令和5年6月
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止基本計画をHPに掲載するとともに、保護者に対していじめ防止に関する書面を送付した。	引き続き、保護者に対しては書面での周知を行う。	令和5年9月
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ防止基本計画に基づき、支援又は助言等を継続的に行うこととしている。	—	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部評価委員会が実施された場合、説明をおこなうこととしている。	外部評価委員会開催時に、いじめ防止等基本計画や取組の内容を説明する。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	いじめ防止基本計画に明記して体制を整えている。	—	—